

### 3. 点検競技実施要領

#### 1. 審査の主眼

車両の安全を確保するための「日常点検」を主体として、点検箇所、点検内容（着眼）、点検動作等について採点する。

満点は、200 点とし、点検競技採点表に基づいて減点する。

車両下部の点検（懸架装置、プロペラシャフト、スペアタイヤ）は行なわないこととする。

#### 2. 減点対象事項

- (1) 点検すべき箇所または内容を点検しなかった場合。
- (2) 不良（故障）箇所を発見しなかった場合。
- (3) 故障していない部位を「不良」と誤答した場合。
- (4) 審査官に報告する際に、点検箇所の名称を著しく誤った場合。
- (5) 点検内容に関する審査官の質問に正しく応答できなかった場合。

#### 3. 点検時間

- (1) 1 1 トン部門、トレーラ部門      8 分とする。
- (2) 4 トン部門、女性部門      7 分とする。

#### 4. 競技の進行

- (1) 競技車両の配列は、1 1 ページによる。
- (2) 選手は、選手誘導係が呼出を行なうので指示に従い待機する。
- (3) 開始時刻 1 分前になると、選手は誘導係の誘導により、それぞれ自分が点検する車両の正面に、安全帽を着用し、車両の方を向いて整列する。各選手が整列を終えたら審査官の「始め」で点検を始める。
- (4) 各部門の持ち時間 1 分前に審査官が「点検時間あと 1 分」と伝達する。  
その後 1 分経過した時「点検終わり」と告げるから直ちに点検をやめて元の位置に整列する。全て動作は機敏にする。
- (5) 競技終了後は、誘導係の指示により、競技選手控室に移動する。

#### 5. 競技要領

- (1) 点検順序、点検動作は、自由。
- (2) 点検中、点検箇所、点検内容および点検結果を審査官に分かるように「〇〇よし」「〇〇なし」「〇〇不良」「〇〇不足」「〇〇漏れ」等、特に不良箇所を発見した場所は、その都度不良状態をはっきり審査官に告げ、その応答「ハイ」を得ること。  
尚、不良の原因まで追求して報告する必要はない。